

国家公務員共済組合連合会が行う短期財政調整事業に係る国家公務員共済組合法施行規則の特例について

昭和56年6月20日 蔵計第1740号  
大蔵大臣から国家公務員共済組合連合会理事長あて通知

標記のことについて、別紙のとおり制定したから通知する。

(別紙)

国家公務員共済組合連合会が行う短期財政調整事業に係る国家公務員共済組合法施行規則の特例について

改正 昭和56年 6月26日蔵計第1685号  
平成 元年12月27日 同 第2936号  
同 3年 3月25日 同 第770号

(短期財政調整事業に係る財務)

第1条 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「法」という。)附則第14条の3第1項の規定により国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員共済組合の短期給付(法第52条に規定する短期給付を除く。)の掛金の不均衡を調整するための交付金(以下「交付金」という。)の交付の事業及び国家公務員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行う事業(以下「短期財政調整事業」という。)に係る経理単位、事業計画の内容、勘定区分、勘定科目その他の財務に関する事項については、国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(経理単位)

第2条 短期財政調整事業の経理単位は、短期財調経理とし、短期財政調整事業に関する取引を経理するものとする。

(事業計画の内容)

第3条 事業計画には、短期財調経理における事業の種類、交付金の交付予定額及び預託金の現況並びに当該事業年度の資金計画を明らかにしなければならない。

(勘定区分及び勘定科目)

第4条 短期財調経理においては、資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の調整を行うものとする。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、別表による。

3 国家公務員共済組合連合会理事長(以下「理事長」という。)は、経理上特に必要がある場合には、前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

(帳簿)

第5条 短期財調経理においては、補助簿として、施行規則別紙様式第4号による補助簿のほか別紙様式第1号による預託金台帳及び別紙様式第3号による特別拠出金収入台帳を備えなければならない。

(決算附属明細表及び財務諸表附属明細表)

第6条 短期財調経理においては、施行規則第61条第1項に規定する決算附属明細表として、施行規則別紙様式第7号による決算附属明細表のほか別紙様式第2号による預託金明細表を作成するものとし、また、施行規則第62条の規定による財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出にあたっては、同条に規定する財務諸表附属明細表として、施行規則別紙様式第7号による財務諸表附属明細表のほか別紙様式第2号による預託金明細表を添付するも

のとする。

(欠損金補てん積立金)

第7条 短期財調経理においては、将来の欠損金の補てんに充てるため、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を、当該事業年度の運用収入の100分の10に相当する金額(前事業年度以前の積立金をもって積み立てられた欠損金補てん積立金がある場合には、当該100分の10に相当する金額が当該積立金の額を超える額)に達するまで欠損金補てん積立金として積み立てなければならない。

2 前項の欠損金補てん積立金の取り崩しについては、施行規則第84第2項の規定を準用する。

附 則

この特例は、昭和56年6月20日から適用する。

別表

財 調 経 理 勘 定 科 目 表  
資 産、 負 債 及 び 資 本 勘 定 科 目 ( 貸 借 対 照 表 勘 定 科 目 )

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
流動資産	現金・預金		流動負債		
		現金		未払金	
		当座預金		未払費用	
		普通預金		預り金	
		通知預金		前受収入	
		郵便貯金			前受利息
	仮払金			仮受金	
	未収収益		固定負債		
		未収利息		預託金	
	未収金		剰余金(欠損金)		
固定資産	(投資その他の資産)			利益剰余金 又は欠損金 ( )	
	長期性預金				て又損 補金欠(益)損 金立越(期)金 損積繰(期)は 欠んは金当又失
		定期預金			
		金銭信託			
	投資有価証券				
		国債			
		地方債			
		社債			
		株式			
		貸付信託			
		証券投資信託			
		有価証券信託			
		諸債権			

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
経常費用	( 事業費用 )		経常収益	( 事業収益 )	
	交 付 金			特別 拋 出 金 収 入	
	共 同 事 業 費			雑 収 入	
	還 付 金			( 運用 収 入 )	
	負 担 金			受 取 利 息	
	有 価 証 券 売 却 損				預貯金利息
	有 価 証 券 評 価 損			有 価 証 券 利 息	
	償 還 差 益			受 取 配 当 金	
	雑 費			信 託 収 益	
	( 事業外費用 )				
	雑 損			有 価 証 券 売 却 益	
特別損失				有 価 証 券 評 価 益	
	前 期 損 益 修 正 損			償 還 差 益	
当期利益				( 補助金等 収 入 )	
金				国 庫 補 助 金 収 入	
	当 期 利 益 金			( 事業外 収 益 )	
				雑 益	
			特別利益		
				前 期 損 益 修 正 益	
			当期損失		
				当 期 損 失 金	

別紙様式 1 号

(口座)

[ 区分 ]

月	年 日	摘 要	伝 票 番 号	預 入	払 出	残 高	備 考
				円	円	円	

(預託金台帳)

備考 この台帳は、各共済組合名勘定とすること。

別紙様式第 2 号

預託金明細表

預託組合名	前 繰 越 額	当 増 加 額	当 減 少 額	期 末 残 高	摘 要
	円	円	円	円	

別紙様式第3号

口座

〔区分〕

年 月 日	摘 要	伝 票 番 号	収 入	支 出	残 高	備 考

(特別拠入金収入台帳)

備考 この台帳は、各共済組合名勘定とすること。